会議録（2026年度　第2回愛知県事業評価監視委員会）

【日時】2026年10月9日（木）　午後１時 30 分～午後４時00 分

【場所】愛知県本庁舎６階　正庁

【出席者】

（委員）	秋田委員、岡田委員、北野委員長、鈴木委員、西村委員
（県建設局）	技監、建設企画課担当課長、道路維持課担当課長、砂防課担当課長
（県建築局）	公営住宅課長

【内容】

１　開会

２　議事

（1）第1回委員会　会議録の確認について

（2）第1回委員会　修正評価調書の確認について

（3）第3回委員会審議対象事業の抽出

（4）対象事業の審議について

【事前評価】

・公営住宅等整備事業　大脇住宅（豊橋市）

・公営住宅等整備事業　松ケ丘住宅（瀬戸市）

【再評価】

・交通安全対策事業　主要地方道名古屋豊田線（赤池２丁目北 交差点）（日進市）

・交通安全対策事業　一般県道田原豊橋自転車道線（伊古部町工区）（豊橋市）

・道路事業　一般県道碧南半田常滑線（十一号地工区）（半田市）

・道路事業　一般県道碧南半田常滑線（瑞穂町工区）（半田市）

・砂防等事業　老平区域（豊根村）

【事後評価】

・砂防等事業　大草沢（豊田市）

３　閉会

(1)第1回委員会　会議録の確認について

［結論］事務局原案を了承する。

(2)第1回委員会　修正評価調書の確認について

［結論］修正された評価調書(案)を了承する。

(3)第3回委員会審議対象事業の抽出について

県	事務局から説明
抽出委員	抽出対象は全て再評価であり、道路事業が 10 事業、河川事業が 9 事業である。抽出にあたっては「事業種別、細事業種別のバランスを考慮」して検討した。両事業を比較し、通年での事業種別のバランスを考慮し、道路事業から 3 事業、河川事業から 4 事業を抽出する。 道路事業については、過去の審議状況の観点から、過去に審議されていない 4 番の一般国道 473 号を抽出した。 また、進捗状況と事業内容の観点から、事業期間、事業費の変化が大きく、進捗率・B/C の値が低い 3 番の一般国道 420 号、そして、1994 年から事業を始めているものの事業費の変化が大きく、B/C の値が低い 8 番の主要地方道瀬戸設楽線を抽出した。 河川事業については、過去の審議状況の観点から、過去に審議されていない 14 番の二級河川内海川水系、15 番の二級河川北浜川水系を抽出とた。 次に、進捗状況と事業内容の観点から、残る 7 事業の内、事業費の増額、B/C の算定を行っている 12 番の二級河川神戸川水系、19 番の二級河川高浜川水系を抽出した。 以上の結果、3 番・4 番・8 番・12 番・１４番・１５番・１９番の 7 事業を審議対象とすることを提案する。
［結論］抽出委員の抽出案を了承する。	

(4)対象事業の審議について

公営住宅等整備事業の費用対効果(B／C)　算出方法

県	公営住宅課から公営住宅等整備事業の費用対効果(B／C)算出方法の説明
委員	近傍同種家賃はどのように算出しているのか。
県	不動産鑑定評価事業の積算法を参考としている。
［結論］公営住宅等整備事業の費用対効果(B／C)算出方法について、了解を得た。	

対象事業の審議-事前①　公営住宅等整備事業　大脇住宅

県	公営住宅課長から評価調書（案）の説明
委員	現在の入居率及び建替え後の入居率はどの程度か。
県	現在の入居率は、大脇住宅 56.7%、松ケ丘住宅 57.1%である。建替え後は、現在の入居者が再入居することを前提としており、100%を見込んでいる。
委員	建替え後の戸数は、現在の入居戸数と一致しているのか。現在の入居状況に対して戸数が多いのではないか。
県	現在の入居者の再入居に加え、近隣の二川住宅は小規模で建替えが難しいため、移転を促す事業を検討している。二川住宅からの移転分を見込んで戸数を設定している。
委員	建設費は現在の価格に基づくものか、それとも、近年の物価高騰を踏まえ、将来の価格上昇を見込んだものか。
県	建設費については、現時点の価格を基に算定している。算定に当たっては、近年実施した事業の建設費等を参考に設定しており、将来の物価上昇分は見込んでいない。
委員	大脇住宅は3棟から1棟へ集約され、余剰地が発生するのか。その場合、B／Cはどのようになるのか。
県	駐車場の確保等を行った上でも、約 2,000 ㎡の余剰地が発生する予定である。なお、B／Cの算定に当たっては、余剰地について、用地費による費用と用地の残存価値による便益は見込んでいない。
委員	余剰地を売却した場合、便益が大きくなるのではないか。
県	県としては売却収入が発生するが、B／Cの算定では便益として見込まないことになっている。
委員	建替えの際、移転が必要であるが、どのように移転を行うのか。
県	1棟の入居者は、2棟又は3棟等へ仮移転をした上で、当該住棟を除却し、新棟を建設する。その後、仮移転中の入居者及び2棟又は3棟等の入居者が新棟へ移転することから、移転回数は入居者によって1回又は2回となる。
委員	移転料はどこに含まれているか。
県	公営住宅整備事業の費用対効果（B／C）算出方法においては、建替事業であっても新規建設と同様に扱うため、移転費用は計上していない。 （※委員会後追記）
［結論］対応方針（案）について了承する。	

対象事業の審議-事前② 公営住宅等整備事業 松ヶ丘住宅

委員	事業期間が長期にわたり、事業費も多額であることから、昨今の建設費上昇を踏まえると、将来的に事業費増加リスクがあり、費用対効果が低下する可能性がある。事業費が一定割合増加した場合などの前提条件の変化に対し、B／C がどの程度変動するかを確認する感応分析を行うこともあるが、どのような考えているか。
県	現状、事業費の増減を一定幅見込んだ分析はしていないが、昨今の建設費上昇を踏まえると、そのような視点も今後必要になってくるものと考えており、留意しながら事業を進めていく。
委員	事前評価調書（案）P4 の「Ｖ 事業評価監視委員会の意見」欄に、今後、長期にわたる事業については、事業費の変動リスクを踏まえた検討を行う旨を記載させていただきたい。
県	Ｂ／Ｃの算定については国の評価基準に基づき実施する必要があるが、事業費の変動リスクについては、コスト縮減を図りながら対応していく。 なお、Ｂ／Ｃの算定においては、建設費が上昇した場合、費用（Ｃ）のみならず、便益（Ｂ）も上昇することとなるが、費用と便益では上昇率が異なる。
委員	評価調書 P2 の「社会的割引率（４％）を用いて現在の価値に換算したもの」とあるが、すべての項目に適用しているのか。
県	全ての項目に適用される。発生年度までの経過年数を ｎ として、割引率のn乗により現在価値に換算している。
委員	委員会としては、事前評価調書（案）P4 の「Ｖ 事業評価監視委員会の意見」欄に、今後、長期にわたる事業については、事業費の変動リスクを踏まえた検討を行う旨を記載させていただきたい。
［結論］評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

対象事業の審議-再評価①② 道路事業評価 主要地方道 名古屋豊田線（赤池工区）

県	道路維持課から再評価調書（案）の説明
委員	歩道整備の中の自転車歩行者道にしているのはなぜか。
県	本事業につきましては、事業着手時において、自転車歩行者道として整備する計画で事業を進めてまいりました。また、国道 153 号の対側に位置する日進市道についても、自転車歩行者道として整備が進められております。
委員	前後区間の整備が進んでいる状況であれば整備方針を変えることが難しいことは十分に承知している。中学生が通学路として利用しているのであれば、自転車については、できる限り車道寄りを通行していただいた方がより安全になるのではないか。交通管理者と調整を検討していただきたい。

委員	用地取得率が面積ベースで７７％になっておりますが、残る２３％について、買収の見込みはあるか。
県	現在、用地交渉を進めており、用地買収が完了する見込みです。
委員	用地補償費の増額は。
県	物件調査の結果、大型物件の補償額が当初想定を大幅に上回ることが判明した。加えて、補償を複数年にわたり実施しているため、物価上昇の影響も受け、事業費が増加した。
［結論］対応方針（案）を了承する。	

対象事業の審議-再評価② 道路事業評価 一般県道 田原豊橋自転車道線（伊古部工区）

県	道路維持課から評価調書（案）の説明
委員	多少の阻害要因とは何か。
県	災害復旧が該当します。ただ、災害復旧については市が設計に着手しており、一定の期間を要すれば、復旧できる見通しが立っております。
委員	設計は崩壊箇所のみか。
県	崩壊箇所のみ。
委員	崩壊をした箇所のみでなく、全線に渡って見直しをした方が良いのではないか。
県	崩壊箇所は谷地形の谷底で、埋め立てた箇所であり、限定的になります。また、今回の崩壊要因（地下水位上昇）を踏まえた対策工法（地下排水溝等）による復旧が予定されているため、同様の崩壊の危険はないものと見込んでいる。
委員	再評価調書の中に現地状況を踏まえ、崩壊の危険がないことが分かる表現を加えること。
県	再評価調書に記載する。
委員	評価内容として太平洋岸自転車道上にあるサイクルステーションの観光見込客数とあるが、せっかく整理するのであればアンケートで整理してはどうか。
県	今後検討する。
［結論］評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

対象事業の審議-再評価③④ 道路事業評価 一般県道 碧南半田常滑線（瑞穂町工区・十一号地工区）

県	道路維持課から再評価調書（案）の説明

委員	（瑞穂町工区）既存ストックの活用により事業費の低減が見込まれる一方で、調書では事前評価時から事業費が変動していない整理となっているため、その理由が分かるよう調書に記載すること。
県	修正する。
委員	（両工区）評価結果において「あいち防災アクションプランなどの地震防災計画に位置付けられた事業に該当する」として評価していることから、事前評価時から再評価時にかけての計画上の位置付けの変化について記載すること。
県	修正する。
委員	（両工区）事後評価の評価項目について、電柱の有無のみならず、アンケート調査等による定性的な評価手法の導入を検討すること。
県	検討する。
［結論］評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

砂防等事業の費用対効果（B／C） 算出方法

県	砂防課から砂防等事業の費用対効果（B／C）算出方法の説明
委員	総費用に計上する維持管理費には、施設が崩壊した際の復旧費用なども含まれているのか。
県	維持管理費は、今までの経験から必要な費用を計上しており、愛知県においては、東海豪雨以降、施設が崩壊するような事例はほとんどないため、その復旧費用は含めていない。
［結論］砂防等事業の費用対効果（B／C）算出方法について、了解を得た。	

対象事業の審議-再評価⑤ 砂防等事業事業 老平区域

県	砂防課から評価調書（案）の説明
委員	費用対効果の変動要因で精神的損害額が増額したとあるが、その額の算出に必要な人数の記載がない。想定する死者数は何人か。また、調書に記載してはどうか。
県	想定する死者数は8人である。調書への記載は承知した。
委員	費用便益の計算において、投資済の費用の算出にはデフレーター率（４％）はどのように反映されているか。デフレーター率分が割り増されるのか。
県	そのとおりである。
委員	なぜすべり面が今回変わったのか。
県	設計は、概略設計・予備設計・詳細設計と段階的に行っております。事前評価

	は、予備設計が終わった段階で受けており、詳細設計は工事に着手できるタイミングを見計らって行っております。今回の該当箇所は事業の後半であったため、今回のタイミングで変更が生じました。
委員	擁壁工の位置が変わったことで費用が大きく変わるのか。
県	位置の変更により、アンカーで止める土塊の量が増えた。そのため、アンカーの本数の増加および長さの延長が必要となり増額が必要となった。
委員	今説明のあった、擁壁工の位置変更に伴う増額および軟弱層が想定より深かったことに伴う増額理由について評価調書へ記載してはどうか。
県	承知した。
委員	事業費の増額要因について、擁壁工の位置変更によること及び軟弱地盤への対策によることを記載すること。また、精神的損害額の算出に関わる想定死者数を記載すること。
［結論］評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。	

対象事業の審議-事後評価① 砂防等事業 大草沢

県	砂防課から評価調書（案）の説明
委員	資料で添付されている広島県の事例を事業効果の説明で活用してはどうか。
県	今後の説明で活用できるか検討する。
委員	広島県の事例では、流木が多く捕捉されているが、B/C 算出時の維持管理費には、流木等の撤去費も含まれているのか。
県	愛知県においては、東海豪雨以降、土石流が発生した事例がほとんどないため、流木等の撤去費用は含めていない。なお、土石流発生時の流木等の撤去は、別事業として国の補助を受けて行うことができる。
［結論］対応方針（案）について了承する。	

以上